

ID: 98

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	受給資格等の認定		
例規名 根拠条項	八頭町災害遺児手当支給条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第106号		
<p><b>【根拠条文】</b> (認定) 第5条 災害遺児の養育者等は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第3条の規定による。 (手当の支給) 第3条 町長は、災害遺児の養育者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者(以下「養育者等」という。)に対し、災害遺児手当(以下「手当」という。)を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する災害遺児については、支給しない。 (1) 父がその生計を維持するに至った者 (2) 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした者でその配偶者と生計を同じくするもの (3) 父から認知された者でその父と生計を同じくするもの (4) 養子となった者 (5) 前年分(1月から6月までの間においては、前々年度分)の所得について納入すべき所得税額がある者に生計を維持され、又はその者と生計を同じくしている者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日